

# 学校生活の手引き

## 総合工科生として生活をどう送るのか

### 1 高校生のものの見方、考え方、行動

#### (1) 参加と責任

高校生活は、日々の生活や学習において、これまでに培った判断力や方法に基づいて自ら行動することが求められます。授業やHR活動、生徒会活動、委員会活動や部活動、学校行事など、皆さんの活躍の場が数多く用意されています。それぞれの活動に積極的に『参加』し、試行錯誤しながらもひとつのことをやり遂げることが自分自身の成長を促すともに、今後の人生の大きな糧となります。それが結果として、よりよい学校を創っていくことにもつながります。一方で、行動する過程には必ず『責任』が伴います。最後までやり遂げる責任、ルールを守って行う責任、結果に対する責任などを果たすことを求められるのが高校生です。

#### (2) よき人間関係

高校生活で共に喜びを分かち合い、切磋琢磨した友人とは一生のつきあいとなります。友人から学び、視野が広がり、生活が豊かになる。これは人生の財産であり、お金で買えるものではありません。3年間のうちに本音でつきあえる友人を見つけてほしいと期待しています。

#### (3) 読書

近年は様々なメディアがあり情報が容易に手に入ります。反面、情報の取捨選択が大変難しい時代でもあります。そのような時代において、自己の判断基準を持つためにも読書の重要性が再認識されています。読書は人の異なる生き方や考えにふれ、自分の視野を広げるだけでなく、考え方の幅を広く深くし、人格を高めるものです。高校時代に多くの本を手にし、考える習慣を身につけてほしいと思います。

### 2 毎日の生活

3年後、夢を実現するためにも、学校生活を有意義に過ごしましょう。それが一人前の人間へと成長していくための第一歩となります。具体的には、

- (1) 毎日の目標を持ち、1日1日を充実したものにする。
- (2) 自分にあった生活習慣を確立し、規則正しい生活ができるよう自己を管理する。
- (3) 何事にも積極的に取り組み、行動する。
- (4) 常に問題意識を持ち、解決のために行動する。
- (5) 他者とのコミュニケーションを大切にして互いに人間性を高める。
- (6) 将来を見据えた長期の計画を立て、実行する。

### 3 各学年の到達目標と自己評価

現在から将来にわたり、正しい知識を持ち、実行力と責任感を備えたリーダーとして活躍するために、1学年の時からHRや学校行事、部活動などに参加し、自らを鍛えていく機会を積極的に持ってください。

第1学年…人の話を聞く姿勢を身につけ、集団で生活するうえで、ルールを重んじ、マナーを持った責任ある行動をしよう。そして、自分にあった学習習慣や学習方法を身につけよう。

第2学年…人の話を聞いて、その内容の理解に努めよう。さまざまなことがらに積極的に参加し、民主的なルールを尊重し、実践しよう。卒業後の目標を意識した学習を積極的に進めよう。

第3学年…人の話の真意を理解し、さまざまな事象に対しての判断力を高め、自ら決断し行動しよう。将来の目標を明確に定め、社会に貢献できる人間を目指し、進路実現のための学習に取り組もう。

目標を達成するには、【計画】Plan→【実行】Do→【検証】Check→【次の実行（目標）】Actionのサイクルを念頭に置き、それぞれのレベルに合った目標を作り、実行後の自己評価を行うように努めてください。

#### 4 生徒会活動・委員会活動・部活動

生徒総会、体育祭、文化祭等の学校行事は、生徒自身の豊かな創造力と互いの協力によって行われます。生徒会活動や委員会活動は、日々の学校生活におけるさまざまな問題を解決し、安心して生活できる空間づくりの要求を実現していきます。生徒一人一人が行事実行委員や生徒会役員、協力者として行事を成功させ、学校を活性化していきます。総合工科高校の一員として誇りを持ち、各行事の目標を達成してください。

部活動は他のクラスや学年の仲間と広く交流しながら、自分の興味・関心を伸ばし技術を向上させ、自分自身を高めていく活動です。組織、運営に積極的に参加し、素晴らしい伝統を築く担い手になって欲しいと願っています。

#### 5 ホームルーム活動

ホームルームは、クラスメートや担任の先生と協力し、組織や企画づくり、運営に全員で参加します。ホームルームが建設的に活動することで、学年や学校全体が活性化していきます。

#### 6 生活規律について

本校は『生徒心得』(生徒手帳に記載)と呼ばれる生活上のきまりがあります。そのほかにも現実の生活に対応するための規律があります。それは『生徒心得』を補充するもので、本校の生徒であるかぎり、必ず守らなければなりません。以下はその抜粋です。

##### (1) 登下校

- ① 予鈴前に登校すること。
- ② 登下校時や在校中、及び校外学習は、必ず定められた制服を着用すること。(別途指示されている場合や届出がある場合は除く)
- ③ 欠席の場合は当日の朝 8:25 までに学校に連絡をすること。また、事前に欠席することがわかっている場合は、届欄に理由を記入して保護者押印の上、HR 担任に届け出ること。ただし、1 週間以上病気等で欠席する場合は医師の診断書を添えること。
- ④ 自転車以外の車両通学は禁止する。
- ⑤ 登校後の外出は事前に HR 担任に届け出て、許可を得ること。
- ⑥ 遅刻した場合は、当日にその理由を HR 担任に申し出ること。
- ⑦ 早退する場合は、HR 担任に届け出て、許可を得ること。
- ⑧ 欠課せざるを得ない場合は教科担当に申し出ること。
- ⑨ 放課後は所定の下校時間までに下校すること。もし、特別に居残りの必要がある場合は、当該教員に理由、氏名を申し出て許可を得ること。
- ⑩ 部活動や学習活動などで休日に登校する場合は、事前に部顧問や指導者から許可を得て登校し、活動中や下校時も指示に従うこと。

##### (2) 服装

服装は下記規定を遵守すること。又、制服の加工や総工生としてふさわしくない服装は一切禁止する。

- ① 冬服着用期間 (冬季は 4 月 1 日～5 月 31 日と、10 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする)
  - (ア) スタイル A は以下のものを着用する。
    - ・ダークネイビー詰め襟蛇腹飾りヘリンボン柄学生服 (襟に襟章をつける)
    - ・ダークネイビーヘリンボン柄ズボン
    - ・長袖白ワイシャツ
  - (イ) スタイル B は以下のものを着用する。
    - ・ダークネイビー蛇腹飾りヘリンボン柄セーラー襟ブレザー
    - ・無地風ウインドペン柄スカート又はダークネイビーヘリンボン柄スラックス
    - ・本校指定校章刺繍入り長袖白ブラウス
    - ・ワイン・紺ストライプリボンタイ
    - ・濃紺ハイソックス (ワンポイント可)



冬服スタイル A 冬服スタイル B

(ウ) 寒い日は学生服、ブレザーの下にベスト、セーターを着用しても良いが、着用の場合は本校指定のものとする。パーカー類は禁止する。

(エ) 防寒着  
色は濃紺又は黒が望ましい。

② 夏服着用期間（夏季を6月1日～9月30日とする）

(ア) スタイルAは以下のものを着用する。

- ・ペールピンクボタンダウン半袖シャツ（正装）
- ・本校指定のポロシャツ（略装）
- ・ダークネイビーヘリンボン柄ズボン

(イ) スタイルBは以下のものを着用する。

- ・本校指定校章刺繍入りペールピンク半袖ブラウス、本校指定ベスト（正装）
- ・本校指定のポロシャツ（略装）
- ・ピンクライン入りチェック柄スカート又はグレー無地スラックス
- ・濃紺ハイソックス（ワンポイント可）

(ウ) セーター、ベストは本校指定のものとする。

(a) スタイルA（自由購入品）

グレイッシュピンクライン入りダークネイビーVネックベスト

(b) スタイルB（必ず購入し、着用すること）

グレイッシュピンクライン入りダークネイビーVネックベスト

(c) セーター（男女兼用）（自由購入品）

ダークネイビーVネック 左胸に水色で校章の刺繍入り

③ 学校が指定する日は、正装を着用すること。

④ 夏季、冬季には制服移行期間を設ける。

移行期間については学生服・ブレザーを着用しなくても良い。  
ただし、スタイルBについてはベストを着用すること。

- ・夏季移行期間 5月16日から6月15日まで
- ・冬季移行期間 9月16日から10月31日まで

また、スタイルA長袖白ワイシャツ、スタイルAソックス、スタイルB濃紺ハイソックス等は華美にならないような高校生らしいものとし、それ以外は本校指定のものを着用する。

⑤ 靴・ベルト・校内履き

サンダルやヒールの高い履物、奇抜さや派手さが目立つ履物は避け、革靴は総工生としてふさわしい形状で黒系、茶系が望ましい。スニーカーの場合も派手な色彩のものは避けること。また、ベルト類も派手なものは避けること。校舎内や体育館では指定された校内履きを履くこと。



夏服スタイルA 夏服スタイルB



略装スタイルA 略装スタイルB

## 留意事項

- ベスト、セーターを着用する場合は、本校指定のものとし、やむを得ず規定以外の制服を着用するときは事前に異装届けを担任・生活指導部に提出し許可を得ること。
- 制服の改造・変形は禁止する。

保護者の皆様へ

- 本校の制服販売指定店は三共繊維服飾株式会社本店（03-3420-4395）です。
- 制服は学校で定めたセットで購入してください。
- スタイルAの上着丈、ズボンの太さ、スタイルBのスカート丈については、特別な注文は受け付けられないように指定店に指示してあります。
- 購入後に改造、変形及びスカートの丈つめなどの加工をした場合には再購入してもらいます。

### (3) 頭髪、身だしなみについて

- ① 頭髪は見苦しくなく清潔にすること。髪の毛の加工はしないこと。  
奇抜さや派手さが目立つ頭髪及び望ましくない頭髪は改善指導する。
- ② 髪の毛の加工をしていないことを証明したい者は「頭髪に関わる届出」を提出すること（提出は任意である）。
- ③ マニキュア、化粧はしないこと。
- ④ ピアス、指輪、ネックレス等はしないこと。
- ⑤ 頭髪、身だしなみに関して指導を受けた場合は、指定された期日までに調髪や、身だしなみを改善し、生活指導部で必ず確認を受けること。

### (4) 所持品

- ① 所持品には必ず学年、組、氏名を明記すること。
- ② 学校生活に不必要な物品、特に余分な金銭、貴重品は持参しないこと。
- ③ 煙草類（電子煙草、加熱式煙草、噛み煙草を含む）や喫煙器具（ライターや禁煙補助具を含む）、ギャンブル遊具（麻雀牌など）、風俗的に問題ある物品や雑誌類、酒類、法律に抵触するような物品などの学校内持ち込み、使用を禁止する。学校外であっても同様である。
- ④ 他人の物品を無断で使用しないこと。
- ⑤ 生徒間の物品の売買は絶対にしないこと。

### (5) 授業

- ① 授業を妨害する（進行や指導を妨げる）行為は禁止する。
- ② 授業前に、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機器類等は、電源を切り、かばん等にしまうこと。許可があった場合以外は、授業中の使用は禁止する。
- ③ 授業で使用する教科書、ノート類は事前に準備し、指定された座席で受けること。

### (6) 自転車通学

- ① 自転車通学を行う者は「自転車通学届」に所定の事項を記入し学校に届け出ること。
- ② 自転車通学者は、下記の事項を厳守しなければならない。
  - ・「自転車損害賠償保険等」への加入をすること。
  - ・本校指定のラベルを自転車後部の確認しやすい場所に貼り付けすること。
  - ・車体は、必ず学校に届け出たものを使用し、整備点検を十分に行うこと。
  - ・交通法規を厳守し、事故防止と安全運転につとめ、危険な乗り方や2人乗り等をしてはならない。
  - ・ヘッドホンやイヤホン等を着用して自転車を運転しない。
  - ・車体は、必ず所定の駐輪場に置き、鍵を掛けること。
  - ・校地内の通行は所定の通路を利用し、登下校時以外に自転車に乗車しないこと。
- ③ 以下、担任および生活指導部に届け出ること。
  - ・使用車体の交換
  - ・自転車通学の取りやめ
  - ・自転車の盗難、いたずらの被害

### (7) アルバイト

- ① 原則禁止する。  
ただし、保護者連名の届出があった場合、学年会において以下のような審議を経て認める。
  - ・日常の学校生活に支障がなく、安全と思われる職業種。ただし、居酒屋等の酒場、麻雀・パチンコ店等の遊技場、競輪、競馬等の公営競技場及び風俗営業に関わる職業種は禁止する。
  - ・日常の学校生活に支障がない時間帯。ただし、午後10時から午前5時までの時間帯と考査期間中および1週間前は禁止とする。
- ② 自宅、親戚にかかわるアルバイトについても原則として①を適用する。なお、保護者の監督責任において行われる手伝いは問題としない。ただし、法律等により立ち入ることを禁止されている場所は、手伝いであっても禁止する。

## (8) SNSの利用について

本校では、スマートフォンや携帯電話などを使ったSNS利用は薦めません。利用するときは保護者の監督のもと、間違いのない使い方を心がけてください。本校の生徒が、校内・校外を問わずSNS利用してトラブルの原因(自分や他人の氏名、生年月日、住所、学年クラス出席番号、顔写真などの個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、嫌がらせ、強要、受けた相手が苦痛を感じる内容の掲載等)となる行為は絶対にしないでください。

## (9) パン・飲料等の販売について

- ① 昼食はできるだけ弁当を持参する。やむを得ず持参できない場合のために本校自動販売機によるパン・飲料等の販売を行う。
- ② 飲料等は必要に応じて各自で購入する。
- ③ 自動販売機の利用は休み時間及び放課後に行う。

## (10) ゴミの分別について

本校ではゴミを次の4つに分別している。ゴミ処理は有料である。各自で持ち込んだゴミ(コンビニ等で購入してきた弁当など)は持ち帰りを原則とする。また、資源リサイクルやゴミの分別に各人が協力し、校外からの缶・ペットボトルは持ち込まないようゴミの減少に協力する。

- ① 可燃物 紙くず。※食べ残しは直接ゴミ箱に捨てないで紙に包んで可燃物に捨てる。
- ② 不燃物 ビニール(スーパーの袋も含む)・プラスチック類・ビン類・発砲スチロールなど。
- ③ ペットボトル キャップをしたまま捨てる。
- ④ 飲み物の缶

※ 缶、ペットボトル、紙パックを捨てる時は、飲み残しを流しに捨て、水で中を洗ってからゴミ箱へ入れる。

## (11) その他

- ① 拾得物、遺失物はただちに生活指導部へ届けること。
- ② 校内における諸掲示、放送には常に注意すること。
- ③ 校内樹木、校有物を破損したときは、直ちに生活指導部へ届け出ること。
- ④ 外来者との面会は、原則として、HR担任に届け出て、許可を得てから授業時間外に行うこと。
- ⑤ 次の項目に該当する生徒は速やかに書類提出の手続きをとること。  
欠席・遅刻・早退・見学・忌引・公欠・アルバイト(認められた場合)・異装・旅行 等
- ⑥ 反社会的行為、生徒心得違反がないように注意すること。  
\*ここでいう反社会行為とは、法律に抵触する事案、事象、行動等をいう。
- ⑦ 自他を認め、尊重し合うこと。暴力、暴言、いじめなどは絶対にしてはならない。

### ※保護者の皆様へのお願い

中学生から高校生に変わる時は、人生における一つの節目(ふし)目だと思えます。竹が〈節〉を作りながら、まっすぐにのびていくように、この節目を大切に考えていただきたいと思います。

中学時代に身に付けたよい面を伸ばし続けるとともに、もし好ましくないことがあれば、この〈節〉を機会にぬぐい去ってもらいたいものです。高校生は急激に世界が広がり成長していく時期です。反面、まだ保護者の皆様の指導が必要な面もたくさん残っています。お子さまの良い面と未熟な面を見極め、考え方や行動の仕方について家庭で十分話し合える時間をつくってほしいと思えます。必要なときにきちんと親の要求や気持ちを示すためにも日ごろの会話を大切にしてください。

困った兆候が現れた時や学校の教育のことでご不明な点等がありましたら、電話でも結構ですから、担任等にお気軽に御相談ください。